

船橋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の円滑な実施を図るため、船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年船橋市条例第31号。以下「認可基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び認可基準条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 保育所

法第39条第1項に規定する保育所をいう。

(2) 家庭的保育事業等

法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であつて、法第34条の15第2項の認可を受けたものをいう。

(3) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(4) 幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。

(5) 地域子育て支援拠点

法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。

(6) 児童発達支援センター

法第43条に規定する児童発達支援を行う施設をいう。

(7) 企業主導型保育施設

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業を行う施設をいう。

(8) 障害児

次のアからカまでに掲げる事由のいずれかに該当するこどもをいう。

ア 特別児童扶養手当の支給対象のこども

イ 身体障害者手帳の交付を受けたこども

ウ 療育手帳の交付を受けたこども

- エ 障害児通所給付費等の支給決定を受けたこども
- オ 心身の発達において支援を要すると市長が認めたこども
- カ アからオに準ずると医師の診断書等を受けたこどものうち、市長が認めたもの

(9) 医療的ケア児

人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあると市長が認めたこどもをいう。

(10) 要支援家庭のこども

関係機関が連携して支援を行う必要があると市長が認めた家庭のこどもをいう。

(11) こども誰でも通園制度における対象こども認定証

本制度の対象者として、市長が認めた者に対して発行する認定証をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、船橋市及び船橋市による認可を受けた者（以下「事業実施者」という。）とし、認可の手続き等に関する事項は、別に定める。

(実施場所)

第4条 本事業の実施場所は、保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等、企業主導型保育事業、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等、市が適切に事業を実施できると認めた場所とする。

(利用対象こども)

第5条 乳児等通園支援事業を利用できるこどもは、利用当日において0歳6か月から満3歳未満までのこどもであり、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 船橋市内に居住していること

(2) 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び企業主導型保育施設のいずれにも通っていないこと

(事業実施日等)

第6条 事業実施日及び実施時間は、需要や受入れ体制を鑑み、市と事前協議の上、事業実施者が適切に事業を実施できる日時及び年齢区分に応じた定員を定めるものとする。

2 事業実施者は本事業を利用することが可能である日時及び定員について、利用者に公開しなければならない。

(実施方法)

第7条 乳児等通園支援の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施者は、一般型（在園児混合）、一般型（専用室独立実施型）又は余裕活用型のいずれかを選択して実施するか、年齢区分ごとに異なる形態を

採用して実施すること。

- (2) 余裕活用型は、第2条第1号から第3号までに定める施設等で、利用定員までこどもを預かることが可能な職員数が確保できている事業実施者のみが実施すること。
- (3) 事業実施者は、利用を希望する保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び徴収する金額等について書面によって説明を行い、同意を得なければならない。
- (4) 事業実施者は、集団におけるこどもの育ちに着眼した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。
- (5) 事業実施者は、対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で保育の様子を見てもらう機会を設けること。

(利用方法)

第8条 本事業の利用は、事業実施者が定める利用形態（定期利用又は柔軟利用）に基づき行うものとする。

- 2 柔軟利用においては、保護者はこどもの精神的負担を鑑み、同一月に複数施設を利用することがないように努めるものとする。
- 3 保育に慣れるまで時間のかかるこどもへの対応として、初回の利用においては、長時間の利用にならないように配慮すること。また、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意しなければならない。

(利用時間)

第9条 本事業の利用時間は、1月につき10時間を限度とする。なお、利用時間は当月分のみ有効であり、未利用の時間について翌月以降に繰り越すことはできない。

- 2 利用予約のキャンセルの取り扱いについては別に定める。

(利用認定)

第10条 事業の利用を希望する保護者は、船橋市こども誰でも通園制度に係る利用認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を利用認定するときは、当該保護者に対し、こども誰でも通園制度における対象こども認定証により、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を利用認定しないときは、船橋市こども誰でも通園制度利用認定申請に係る却下通知書（第2号様式）により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

(利用認定の有効期間)

第11条 利用認定の有効期間は、市長が利用を認定した日から、利用することも満3歳になる日の前日までとする。

(利用認定の変更)

第12条 利用認定を受けた保護者は、その内容を変更しようとするときは、子ども誰でも通園制度に係る変更申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請により変更の認定をするときは、当該保護者に対し、子ども誰でも通園制度における対象子ども認定証により当該保護者にその旨通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請により変更の認定をしないときは、船橋市子ども誰でも通園制度利用認定申請に係る却下通知書により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

(職権による利用認定の変更)

第13条 市長は、利用認定の内容の変更を確認したときは、職権により当初の利用認定を変更することができる。この場合、子ども誰でも通園制度における対象子ども認定証により当該保護者にその旨通知するものとする。

(職権による利用認定の取消)

第14条 市長は、利用認定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用認定を取消することができる。

(1) 第5条第1号又は第2号いずれかの要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により利用決定を受けたとき。

(3) その他の理由により、利用認定を取消することが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用認定を取り消したときは、船橋市子ども誰でも通園制度に係る利用認定取消通知書(第3号様式)により、当該保護者に通知するものとする。

(認定等の通知)

第15条 乳児等通園支援事業における認定等の各種通知は原則、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にて行うものとする。

(事前面談)

第16条 保護者は、事業を利用するにあたって、利用対象子どもを同伴させた上で、事業実施者と面談を行い、当該子どもの健康状態やアレルギー等の情報を事業実施者に報告しなければならない。

2 事業実施者は、子どもの健康状態を保護者から十分聴取する等、利用することどもの処遇に支障がないように留意しなければならない。

3 保護者は面談当日に事業実施者の指定する書類等を持参しなければならない。

(利用対象こどもの受け入れ)

第17条 事業実施者は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び乳児等通園支援事業者の体制等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その旨を保護者に説明した後、その具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。

(利用者負担額)

第18条 事業実施者は、本事業の実施にあたって、利用料及び乳児等通園支援事業の利用に係る費用の実費相当額を利用者から徴収することができる。利用料は、こども1人1時間あたり300円を標準とする。

2 給食費、おやつ代等の実費徴収に係る費用については、利用者の同意を得た上で、必要に応じて事業実施者において定めた金額を徴収する。

3 キャンセル料の取り扱いについては別に定める。

(利用料減免)

第19条 事業実施者は、利用対象こどもが次の各号のいずれかに該当する場合、前条第1項に規定する利用料について、減免しなければならない。なお、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

(1) 本事業による支援を受けた日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である世帯に属するこどもの場合
こども1人当たり1時間300円

(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者の世帯に属するこどもの場合(前号に掲げる場合を除く。)
こども1人当たり1時間240円

(3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満の世帯に属するこどもの場合(前2号に掲げる場合を除く。)
こども1人当たり1時間210円

(食事の提供)

第20条 給食等の提供は事業実施者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切な実施を行うこと。

2 利用時間が長時間に渡る場合やお昼や夕食の時間に差し掛かる場合は、適

宜給食等の提供を行うか、利用者にお弁当の持参を依頼すること。

(事故)

第21条 事業実施者は、事業を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項につき留意するものとする。

- (1) 本事業の実施中に事故が生じた際には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日付け、こ成安第44号・6教参学第51号）」に従い、速やかに報告すること。
- (2) 本事業の実施中に不注意等によって生じた事故により利用者の身体・生命を害し、又は財物を破損した場合に法律上の損害賠償責任を負うことによつて被る損害等について賠償すること。
- (3) 事前に利用申請があった利用日時において、対象こどもの通園が確認できない場合は、電話等により保護者に連絡を取り、利用の有無等を確認する。特に、支援が必要な家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切な支援を行うこと。
- (4) 要支援家庭のこども等において、不適切な療育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (5) 対象となる利用者の家庭に対して本事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市子ども誰でも通園制度に係る利用認定申請書

船橋市長 あて

確認事項	<input type="checkbox"/> 本制度の利用対象者は、市内在住の生後6か月から満3歳未満で、現在保育所等に在籍していない児童であることを確認しました。 ※保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）、企業主導型保育事業をいいます。
------	--

情報閲覧・共有の同意	<input type="checkbox"/> こども誰でも通園制度の利用にあたり、こども誰でも通園制度の利用にあたり、必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報の閲覧、生活保護の適用状況等の資料を関係機関から取得すること、及び関係機関からの求めに応じて、本制度で取得した情報を提供することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請者の利用事業所の選択に資する情報提供及び円滑な制度の利用のため、住所地の市区町村と関係市区町村が申請者及び申請児童に係る情報や制度の利用状況に係る情報を共有することに同意します。

申請者（保護者） ※こどもと同居している方が申請者になります	フリガナ			生年月日	こどもとの続柄	<input type="checkbox"/> 父	
	氏名					<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	現住所	〒					
	今年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒				
	去年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒				
	電話番号			メールアドレス			
前自治体での利用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自治体名					
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
3歳未満で、既に本事業の認定を受けているこどもの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

こども誰でも通園制度の対象者確認を希望するこども	フリガナ			生年月日	性別	疾病・アレルギー等 <input type="checkbox"/> 疾病等（診断名等： ） <input type="checkbox"/> アレルギー（原因となるもの： ） 発達面の心配 <input type="checkbox"/> 言葉が遅れている <input type="checkbox"/> 落ち着きがなくて心配 <input type="checkbox"/> 日常的に医療的ケアを要する <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	氏名						
	障害に係る手当等の受給状況 ※☑した手帳等について、写しを添付してください。	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 児童通所支援の通所受給者証	疾病・アレルギー・発達面の心配などがある場合 ※お子様を安全にお預かりするため、面接及び体験保育を行うことがあります。				
	サポートプラン作成の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の円滑な利用にあたり、サポートプランの作成対象者であること、及びその内容についての情報を、利用施設等に提供することに同意します。				

代理利用者	フリガナ			対象児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父	生年月日
	氏名				<input type="checkbox"/> 母	
	現住所	〒				
	電話番号			メールアドレス		

申請者、代理利用者及び対象児童を除く同居者	フリガナ			対象児童との続柄	生年月日	
	氏名					<input type="checkbox"/> 父
	1					
	2					
	3					
	4					
5						

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長

船橋市こども誰でも通園制度利用認定申請に係る却下通知書

次の通り却下したので通知します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者名		住所	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

却下理由	<input type="checkbox"/> 保育所等に入所中	<input type="checkbox"/> 対象年齢外
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

第3号様式

年 月 日

様

船橋市長

船橋市こども誰でも通園制度に係る利用認定取消通知書

次の通り利用を取り消すこととしたので通知します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者名		住所	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

取消し理由	
-------	--